マツダ健康保険組合

決裁	常務理事	事務長	係

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書 兼 被扶養者届

【お手続きについて】

① 保険証を参照しながら、**太枠内**の項目をもれなく記入してください。

② 申請の受付期間は、退職日翌日の10日前 ～ 退職日翌日から２０日以内となります。例）3/10退職の場合の受付期間：3/1 ～ 3/30(土・日を除く)
但し、1月10日退職者と5月10日退職者については、受付開始を退職日翌日の7営業日前からとします。(長期連休をはさむため)

③ 受付期間内に、この申請書に必要書類（裏面参照）を添えて社内便または郵送にて提出してください。窓口受付は行っておりません。
（ポスト番号:D55、〒734-0064 広島市南区小磯町１番１号 マツダ健康保険組合宛 ）

④ 申請書受理後、「**初回(加入月)**保険料納付書」を**退職後の住所**あてに送付しますので、納付期限までにお振込みください。

⑤ 入金確認ができましたら申請手続き完了とし、新しい保険証を交付します(退職日以降)。 納付期限までに納付されなかった場合は、申請が成立しなかったものとします。

補足1 ２回目以降の保険料の納付方法で「月払（ゆうちょ銀行口座からの自動引落し）」を選択された方には「初回保険料納付書」送付時に『自動払込利用申込書』を同封します。

補足2 ２回目以降の保険料の納付方法で「前納一括銀行振込み」を選択された方には、新しい保険証送付時に「前納用納付書」を同封します。(納付期限は前納開始月の前月末までとなります。)

保険証				被保険者氏名(フリガナ)	性別	生年月日				退職後の住所（初回保険料納付書等の郵便物を送付します）
記号	1	番号			男 女	昭和 平成	年	月	日	□□□－□□□□ 携帯 － － 自宅(　　) －

保険証の資格取得日	資格喪失日(退職日の翌日)	資格喪失日前まで在籍していた事業所					
昭和 平成 令和　年　月　日	令和　年　月　日	社名	マツダ㈱	所属		電話番号	(　　) － (内線　　)

【 保険料納付方法 】 **２回目以降**の保険料の納付方法を１～３ いずれかに○印

１． 月払（ゆうちょ銀行口座からの自動引落し）→引落し口座をご記入ください ※健保からの給付金・還付金が発生した場合も同口座に振込を行いますので下記口座の届出は不要です。	ゆうちょ銀行	記号 □□□□□ 番号 □□□□□□□□ 口座名義人（本人） ※資金不足により引き落としができなかった場合は任意継続被保険者の資格が無くなります。
２． 前納一括銀行振込み１回払（残りの今年度分を納付。次年度分は、3月に4月-翌3月分を納付） ３． 前納一括銀行振込み２回払（残りの半期分を納付。次回は3月に4月-9月分（9月に10月-翌3月分）を納付）	新保険証送付時に同封する「前納用納付書」にて納付ください。 ※期限までに入金が確認できない場合は任意継続被保険者の資格が無くなりますのでご注意ください。	

【 健保からの給付金・還付金 受け取り口座】上記２．３．の前納一括銀行振込みを選択された方のみ①②のいずれかをご記入ください

①ゆうちょ銀行	記号 □□□□□ 番号 □□□□□□□□ 口座名義人（本人）	②ゆうちょ以外の金融機関	銀行 ・ 金庫 農協 ・(　) 支店 (普) 口座番号(右づめ) □□□□□□□ 口座名義人（本人）	

保険証の受取り方法(全員選択)
１．退職式で受取る
２．上記住所宛書留で郵送

引き続き被扶養者として届け出るご家族をご記入ください。行が足りない場合は申請書をコピーしてご利用ください。

フリガナ 被扶養者氏名	性別	生年月日				続柄	同居/別居	該当するものすべてに○ ※別居の場合、仕送りは必須です。 職業	収入の種類	月間収入額(仕送りを除く)	年間収入(見込)額	裏面記載の証明書添付済☑
	男・女	昭 平 令	年	月	日		同・別	無職 ・ パート・ 自営・ 学生	なし ・ 給与 ・ 年金 仕送り(　　万円/月)	円	円	□
	男・女	昭 平 令	年	月	日		同・別	無職 ・ パート・ 自営・ 学生	なし ・ 給与 ・ 年金 仕送り(　　万円/月)	円	円	□
	男・女	昭 平 令	年	月	日		同・別	無職 ・ パート・ 自営・ 学生	なし ・ 給与 ・ 年金 仕送り(　　万円/月)	円	円	□

【健保使用欄】	
送 限 入	

受 付 印

2023年5月版

健康保険任意継続資格取得申請時の被扶養者届について

※原則、「在職中、夫婦共働きで子のみを被扶養者にされていた方」は、そのご家族を継続して扶養にすることができません。（退職により扶養認定基準を満たさなくなるため）
配偶者が加入されている健康保険へ扶養異動いただくか、あるいは国民健康保険に加入される場合は、加入手続きの際に『**健康保険資格喪失証明書**』が必要となりますので、マツダ健保ホームページから**「健康保険関係証明申請書」**を取得し申請してください。

任意継続保険に加入した後は被扶養者現況確認調査(以下、「扶養調査」という。)を行いませんので、加入時に、被扶養者が健康保険法等に定められた扶養認定基準を満たすことができるか否かの審査を行います。

高校生以上の被扶養者各々について、次の①～④の該当するすべての項目の証明書類を添付してください。

◎提出された添付書類は返却できませんのでご了承ください。

① 現在働いている
★パート・アルバイト
年間収入見込み額証明書(被保険者の退職月以降12ヶ月間分の見込み額)
事業主に証明してもらってください。用紙は各職場の庶務担当またはマツダ健保ホームページから取得してください。
★自営業
直近の確定申告書一式（控）

② 年金・恩給（遺族年金・障害年金等すべてを含む）を受給している
年金振込通知書(最新のもの)**両面の写し**　※金額の多少にかかわらず提出してください。

③ 学生（全日制）である
学生証の写し

④ 別居している（住民票上別世帯）
仕送りの事実を証明できる書類(銀行振込の控、現金書留の控等)**直近３ヶ月分**（※学生（全日制）の場合は不要です。）

ただし、以下については添付不要です。その旨を記載したメモを付けてください。（例：1年以内に被扶養者認定されたため添付書類省略）
- 被保険者の退職日からさかのぼって１年以内に認定された被扶養者にかかる証明書類。
- 直近（3ヶ月以内）の扶養調査で提出したものと重複する証明書類。

健康保険における被扶養者の条件

1　被扶養者の範囲は、被保険者により生計を維持している次のものをいう。
・直系尊属、配偶者（内縁を含む）、子、孫、兄姉、弟妹
・同一世帯に属している三親等内の親族、内縁の配偶者の父母子
2　扶養順位は、社会通念を原則とする。
3　別居の場合
・別居の場合、被保険者の仕送りは、申請する家族の収入を上回っていること。
・仕送りを合算した認定対象者の収入が被保険者世帯よりも高くないこと。
・仕送り後の被保険者世帯の収入が、被扶養者認定限度額を下回っていないこと。

4　収入額は、次の基準内であること。

	年間	月額換算	日額換算
60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上※	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

※概ね厚生年金保険法の障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者を含む。
雇用保険失業給付・健康保険給付（出産手当金・傷病手当金）は、給付日額により判断します。

収入基準に関する詳細は、マツダ健康保険組合ホームページをご参照ください。

2023年5月版